

諮問庁：国立大学法人九州大学

諮問日：平成28年9月8日（平成28年（独個）諮問第14号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独個）答申第19号）

事件名：本人の苦情申立てに係るハラスメント委員会議事要旨等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の3文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

文書1 ハラスメント防止委員会記録

文書2 ハラスメントに関する調査結果報告書（特定日付け ハラスメント対策委員会）

文書3 調査結果等説明記録（特定事案）及び資料

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、国立大学法人九州大学（以下「九州大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月3日付け九大情公第29号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求1

“訂正請求1”から“訂正請求16”までの各申立てに個別に回答せず、まとめて回答するのは不適切である。各申立てそれぞれに対して、回答することを求める。

イ 審査請求2

「本委員会において確認及び議決した内容と記録内容に誤りがなかった」ことが分かる議事録を添付することを求める。どのような証拠を収集し、どのようなプロセスや根拠をもって誤りがないと結論したかの流れがわかるものを開示することを求める。

この開示がないと、ちゃんと調査して回答したのか、全く調査せずに作文して回答したのかの違いがこちらには全くわからず不適切で

ある。

そこで、九州大学が「今回確認を行い、本件委員会において確認及び議決した内容と記録内容に誤りはなかった」が事実であることを確認する。

《事実確認する内容》

- ① 九州大学は何年何月何日に確認を行ったのか？
- ② 九州大学が確認した結果を記録した資料の名前は何か？
- ③ 九州大学が大学関係者に対して調査した日時はいつか？
- ④ 九州大学が調査対象とした大学関係者の氏名は何か？全部で何名か？
- ⑤ 九州大学が特定会社 A に調査した日時はいつか？
- ⑥ 九州大学が特定会社 B に調査した日時はいつか？
- ⑦ 九州大学が特定会社 C に調査した日時はいつか？
- ⑧ 九州大学が特定会社 D に調査した日時はいつか？
- ⑨ 九州大学が「特定教員 X が特定会社 A に問い合わせた」ということと「特定会社 A が特定教員 X から問い合わせを受けていない」との矛盾をどのように解消したのかを説明したもの。
- ⑩ 九州大学が「⑤～⑧の会社は耳の聞こえない人に対する推薦も自由応募も拒否していない」とこと、「特定教員 Y が私の推薦も自由応募も制限した」とことの矛盾をどのように解消したのかを説明したもの。
- ⑪ 九州大学アカデミックハラスメント委員会が記載した「特定教員 Y が推薦も自由応募も制限して私の知らない会社を受けさせようとし、職業選択の自由を妨害した」と同じく九州大学アカデミックハラスメント委員会が報告文書に記載した「職業選択の自由を妨害したことにならないと結論した」とことの矛盾はどのような理屈で解消したのかを説明したもの。

ウ 審査請求 3

「当時、関係者から確認した事実及び認定した事実を記録した」とあるが、関係者に特定会社 A も特定会社 B も特定会社 C も特定会社 D も含まれていない。

今回の案件は、九州大学に限らず、特定会社 A や特定会社 B、特定会社 C、特定会社 D などが範囲に含まれるが、関係者が九州大学内に限定されているのは事実認定の点で不適切である。事実の信頼性に乏しいからである。

九州大学の関係者から確認した事実と異なる事実が特定会社 A、特定会社 B、特定会社 C、特定会社 D などから出ていることより、九州大学の関係者から確認した事実は事実ではなくなる。よって、九

州大学の関係者から確認した“事実”は事実とは言えない。よって、九州大学の関係者から確認した内容はすべて訂正請求の範囲に入る。

よって九州大学の関係者のみで認定した事実すべてに対して訂正を申立てる。

エ 審査請求 4

「訂正請求 1」について、アカデミックハラスメントを申立てた人に対して、“問題なし”のみ書かれた紙切れ 1 枚を送ったということは誤解解消に努めたとは言えないことが事実である。それであっても誤解解消に努めてない事実があるにも関わらず、文書に誤解解消に努めたと記載するのは、事実と反することである。法人文書に書かれたことは事実ではない。よって法 27 条 1 項に規定する訂正請求の対象になり、訂正する義務がある。

オ 審査請求 5

「訂正請求 2」について、“アカデミックハラスメント委員会が特定会社 A に対して調査を行った調査日の記載がない”に対して、これは事実ではないと回答しているが、どのようなことが事実ではないのか？この文面からだけではわからなかった。

- ① アカデミックハラスメント委員会が特定会社 A に対して調査を行った記録があるから、事実ではないと回答したか？
- ② アカデミックハラスメント委員会が特定会社 A に対して調査を行っておらず、記録もないこと自体が事実であるということか？

もし①であるならば、特定教員 X が特定会社 A から耳の聞こえない人を採らないと言われたということと、特定会社 A が特定教員 X からそのような問い合わせを受けていない、または採用ポリシー上耳の聞こえない人を採らないことはないということの矛盾を解消する証拠になる。これらの情報をすべて開示願う。

もし②であれば、アカデミックハラスメント委員会は特定会社 A に対して全く調査をせずに、特定教員 X の証言だけを採用し、上記の矛盾解消に努めなかったということか？それであれば、訂正請求の対象になる。特定会社 A に問い合わせたうえで訂正することを求める。

カ 審査請求 6

上記「審査請求 3」に基づき、「訂正請求 3」について、『(4) 被審査請求人特定教員 X が審査請求人に回答した平成 12 年 4 月 7 日付けの電子メールで特定会社 A は聾啞者を採用して（その個人の人柄のせいでしたが）、苦勞した苦い経験があるので話をしましたが、難色を示しました』という九州大学が確認した事実は、『特定会社 A の総務部長から特定教員 X から問い合わせを受けていないと

公式見解を頂いています。』の証拠により、事実であるとは言えない。この矛盾した内容に対して事実の確認と、特定教員Xが特定会社Aに問い合わせもせず、虚偽の情報を私に提供したと訂正することを求める。

キ 審査請求7

上記「審査請求3」に基づき、「訂正請求4」について、『(12) 審査請求人の就職活動時には特定会社Aは全く知らない会社であった。被審査請求人特定教員Xがその会社に問い合わせで、ダメだったとメールを受けただけで、採用の機会を逃したとは考えていない。』とあるが、特定会社Aはそのような問い合わせは受けていないとのことなので、九州大学が確認した事実は事実ではない。特定教員Xが特定会社Aに問い合わせもせず、虚偽の情報を私に提供したと訂正することを求める。

ク 審査請求8

上記「審査請求3」に基づき、「訂正請求5」について、①でも②でもなく「③特定教員Zの対応に問題はなく、私の研究が遅れた。」とするのは、矛盾のあるままの記載を事実と認定するには無理がある。また、どのようにして矛盾を解消したかの説明もなく、訂正の必要なしと回答するのも無理がある。矛盾のない記載に訂正することを求める。

ケ 審査請求9

「訂正請求6」について、『(4) 審査請求人は、就職活動時には特定会社Aという会社を全然知らなかったため、当該特定会社Aへの就職をとりわけ希望していたような事実、またそのような意思を被審査請求人特定教員Xに対して表明していないため、現実に審査請求人が就職するに当たって審査請求人の職業選択の意思が妨害されたといえるほどの不利益を受けたとも解されない。』と文書にあるが、これを九州大学側が事実と認定するには矛盾がある。

特定会社Aという会社を全然知らない会社を私に受けさせるには、推薦応募と自由応募の2つ共に妨害することが条件になる。

仮に、特定教員Yが私の推薦応募を妨害し、自由応募でも私の知らない会社を受けさせようとしたとする。その場合、私は特定教員Yの言う自分の知らない会社を受けることは拒否し、自由応募で自分の受たい会社を特定教員Yに申請し、特定教員Yから成績証明書を発行してもらえばいい話である。実際は、特定教員Yから推薦応募も自由応募も制限されたうえで、自分の知らない会社を受けさせるように強制したということである。これを職業選択の自由を妨害したとはいえないと結論づけるのは非常に無理がある。特定教員Y

が審査請求人の職業選択の意思を妨害したと訂正することを求める。

コ 審査請求 10

「訂正請求 7」について、『被審査請求人特定教員 X は同社が明確に聴覚障害者の面接を拒否したと断言して伝えていない。』とハラスメントに係る調査結果報告書 2 ページ「難色を示しました」（これは断言の表現である）の記述が矛盾している。矛盾しているのを九州大学は事実と認定するのは無理がある。矛盾のない記載に訂正することを求める。

サ 審査請求 11

「訂正請求 9」について、『また、審査請求人に対する被審査請求人特定教員 X の 1 年時からの指導を総合すれば、審査請求人が研究の機会を失したとまで解することはできない』とあるが、ハラスメントに係る調査結果報告書 3 ページに「遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」とあり、アカデミックハラスメント委員会では“遅れた”と認識している。遅れた期間のあいだ研究の機会を失したと認識しているにも関わらず、機会を失したとまで解することはできない、を記載するのは矛盾しているし、矛盾した記載を事実であると九州大学が認定するのは無理がある。矛盾がないように訂正することを求める。

シ 審査請求 12

「訂正請求 10」について、「アカデミックハラスメント委員会は特定教員 Z や特定教員 X に確認したか？」に対する回答がない。確認したのか？確認していないのか？の回答をお願いします。

ス 審査請求 13

「訂正請求 11」について、文書 3 の 3 ページ“『上記①は特定教員 X の印象・分析を踏まえた助言であり～』とあるが、これは特定会社 A の公式見解ではなく、「推測」でのことか？”に対して推測を九州大学が事実と認定することは無理がある。特定教員 X の印象ではなく、実際に特定会社 A が耳の聞こえない人を守るポリシーがあるのかを、特定会社 A に確認して得られたものを事実とすることを求める。事実ではなく推測にあたるものは訂正の対象のはずである。訂正することを求める。

セ 審査請求 14

上記「審査請求 3」に基づき、「訂正請求 12」について、『上記①は特定教員 X とリクルーターの間でのやりとりである』とあるが、私が特定会社 A に確認したところ、リクルーターが単独判断で障害者採用について回答することはなく、リクルーターが必ず人事部に確認することになっているとのことだった。九州大学が学内の関係

者のみに事実確認するのは事実認定の信用性に問題があるし、特定会社Aに確認した事実と反する。訂正することを求める。

ソ 審査請求15

上記「審査請求3」に基づき、「訂正請求13」について、九州大学の関係者のみの情報で事実認定するのは無理がある。特定会社D社の公式見解を事実として記載することを求める。

タ 審査請求16

上記「審査請求3」に基づき、「訂正請求14」について、矛盾をどのようにして解消したのかの回答が全くない。どのようにして矛盾を解消したのか順を追って説明することを求める。

チ 審査請求17

「訂正請求15」について、九州大学の回答としては、「本件保有個人情報を含む法人文書に記載された「事実」に対する～」とあるが、裏付けがとれていないものは「事実」にはなりえない。訂正請求15において裏付けが必要と申し立てたにも関わらず、九州大学は裏付けに対して全く回答がない。ちゃんと事実に対する裏付けをすることを求める。

また、本件は九州大学に限らず、各社も巻き込んだ事実関係の確認が必要である。九州大学の関係者のみで事実認定するのは無理がある。特定会社Bと特定会社Cと特定会社Eと特定会社Dと特定会社Aの公式見解を追記したうえで、事実関係を整理して訂正することを求める。

ツ 審査請求18

「訂正請求16」について、アカデミックハラスメントの調査と、職員の健康障害の原因の調査になんの関連性もない。事実と異なる目的外利用ですか？の問い合わせに対して、目的内なのか？目的外なのか？の回答がない。目的外であれば訂正することを求める。

テ 審査請求19

法29条の、保有する個人情報の訂正をしなければならない場合にはあたらないとあるが、矛盾がある記載が残されたままでも関わらず、「当該訂正請求に理由があると認める」とされないのは無理がある。矛盾の記載は当該訂正請求に十分な理由になりえる。

(2) 意見書

ア 以下のように意見を述べる。

(ア) 意見1

各社の障害者に対する採用ポリシーがわかる資料（各社のホームページの写し）を添付する。この資料と私が情報公開請求した対象文書との矛盾が発生していることに対して、どちらが虚偽の記載で

あるのかの確定と、矛盾の解消をお願いします。

(イ) 意見 2

九州大学のアカデミックハラスメント委員会が意図的に事実把握のための裏付け調査をせずに、作成すべき文書を作らなかった「不作為」行為があれば、追求して欲しい。

(ウ) 意見 3

九州大学は不開示の根拠として「運営に支障を及ぼすおそれがある」としているが、どのような形で運営に支障があるのかが書かれていない。例えば、『〇〇の情報を開示すれば九州大学に〇〇円の損失を与える』と明示されていれば、根拠として認められよう。しかし想定される損害を明示せずに、ただ損害が出るから不開示と言われても困る。損害範囲を明示できないなら開示して欲しい。

今回のケースでは例えば、『情報公開すると〇〇社に対して〇〇の形で損害が発生する』という書き方でお願いしたい。

(エ) 意見 4

九州大学は不開示の根拠として「運営に支障を及ぼすおそれがある」「正確な事実の把握が困難になる」としているが、九州大学の調査内容に矛盾があれば、それは「運営に支障を及ぼすおそれがある」「正確な事実の把握が困難になる」以前の問題である。九州大学は事実把握に必要な裏付け調査を行っておらず、審査請求人に対して虚偽の報告したことになり、正確な事実の把握自体ができていないことになる。また虚偽の報告は九州大学の運営自体に問題があることになる。九州大学がちゃんと運営していると審査請求人に言っても、世間一般からみた九州大学の運営自体の信頼性が確立できていない。運営に支障を及ぼすのではなく、別の意味で既に九州大学の運営に支障が発生している状態である。よって、これらは不開示の根拠として認められない。

イ 特定会社Aの障害者採用に対するポリシー（障害者を採用するのかしないのか？障害者を持った社員がすでに働いているのか？）については総務省が特定会社Aに問い合わせることを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 訂正請求内容及び訂正決定等の概要

本件審査請求に係る訂正請求対象は、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、平成27年12月25日付で審査請求人がアカデミックハラスメントの申立てをしたことに対して九州大学が問題なしと結論したその根拠及び調査の過程で判明した具体的事実が分かる法人文書に係る開示請求を受理し、法19条2項の規定により開示決定等の期限を延長した上、

上記各文書に記録された保有個人情報について、平成28年2月16日付け九大情公第120号で部分開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人から上記各文書には事実と異なる内容の記載があるとして訂正請求があった。処分庁は平成28年4月11日付でこれを受理し、法31条2項の規定により開示決定等の期限を延長した上、平成28年6月3日付九大情公第29号で不訂正とする決定（原処分）を行ったところ、審査請求人から原処分に対する審査請求があり、平成28年6月30日付（補正後の審査請求書を平成28年7月14日付）でこれを受理したものである。

2 審査請求人の主張に対する判断及び諮問理由

(1) 審査請求人の主張

審査請求の趣旨とその理由については、大要次のとおりである。

- ① 本件文書において記載された事項は、事実と異なった記載内容、矛盾がある記載内容となっているため、訂正を求める。（審査請求人【審査請求4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 19】）
- ② 本件文書において事実を記録するのであれば、関係者である特定会社A, 特定会社B, 特定会社C及び特定会社Dから事実を確認する必要があり、当該事実を公式見解として各社から聴取した上で訂正を求める。（審査請求人【審査請求3, 5, 15, 17】）
- ③ 訂正請求1から訂正請求16までの各申立てに個別に回答せずにまとめて回答するのは不適切であり、各申立てそれぞれに対して回答を求める。（審査請求人【審査請求1】）
- ④ 「本委員会において確認及び議決した内容と記録内容に誤りがなかった」ことが分かる議事録を添付し、どのような証拠を収集し、どのようなプロセスや根拠をもって誤りが無いと結論したのか流れが分かるものを開示すべきである。（審査請求人【審査請求2】）
- ⑤ 「訂正請求10」について、「アカデミックハラスメント委員会は特定教員Zや特定教員Xに確認しましたか？」に対する解答がないため、回答願う。（審査請求人【審査請求12】）
- ⑥ 上記③に基づき、「訂正請求14」について、矛盾をどのようにして解消したのかの回答が全くないため、どのように矛盾を解消したのか順を追った説明を求める。（審査請求人【審査請求16】）
- ⑦ 「訂正請求16」について、アカデミックハラスメントの調査と、職員の健康障害の原因の調査に何の関連性もなく、審査請求人の問い合わせに対しての回答もない。目的外であれば訂正を求める。（審査請求人【審査請求18】）

(2) 原処分における処分庁の判断

本件保有個人情報に記載された法人文書は、九州大学ハラスメント対策委員会等（以下、第3において「本件委員会」という。）が、当時、関係者から確認した事実及び認定した事実を記録したもの（文書1及び文書2）及び、当該確認及び認定した事実を審査請求人に説明した記録（文書3）であり、本件保有個人情報は、審議が終了した時点、審査請求人に説明した時点で当初の利用目的を達成しているものであることから、その後は当該調査・審議及び審査請求人への説明に係る当時の経過を確認するための記録として、あるがままの形で保存することになる。

審査請求人は自己の認識に基づき、記載された事項が事実と異なるなどするため、訂正すべきである旨主張するが、上記のような本件保有個人情報の性格に鑑みれば、当時の本件委員会において確認及び議決を行ったとする内容及び審査請求人に説明した内容と、本件保有個人情報の記録内容に齟齬があるかを訂正の可否の基準とすべきであり、本件委員会で確認及び認定した事実及び審査請求人に説明した事実の真偽が、記録内容を訂正する理由の有無を判断する要素とはならず、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言うべきである。

よって、本件委員会において確認及び議決した内容及び審査請求人に説明した内容と本件法人文書記録内容に齟齬はなかったため、訂正すべき理由はない。

なお、訂正請求2、15及び16において訂正請求人が訂正すべきであると主張する箇所は、本件保有個人情報を含む法人文書に記載された「事実」に対する訂正請求ではないため、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となり得ず、訂正する理由はない。

（3）審査請求人の主張に対する諮問庁の判断

審査請求を受け、改めて原処分の妥当性について審査したが、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当と判断したため、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するものである。

審査請求人の主張①及び②については、既に原処分において判断しているとおり、本件保有個人情報に記載された法人文書は、本件委員会が当時、関係者から確認した事実及び認定した事実を記録したものと及び当該事実を審査請求人に説明した記録であり、本件保有個人情報は、審議が終了した時点、審査請求人に説明を行った時点で当初の利用目的を達成しているものであることから、その後は当該調査・審議に係る当時の経過を確認するための記録として、あるがままの形で保存することになる。

本件保有個人情報の性格に鑑みれば、当時の本件委員会において確認及び議決を行ったとする内容及び審査請求人に説明を行った内容と、本

件保有個人情報の記録内容に齟齬があるかを訂正の可否の基準とすべきであり、本件委員会で確認及び認定した事実及び審査請求人に説明した事実の真偽が、記録内容を訂正する理由の有無を判断する要素とはならず、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えている。

また、審査請求人が提出した訂正請求書及び審査請求書においても、他に本件訂正請求対象部分が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は示されていない。

なお、その他の審査請求人の主張については、本件訂正決定等に係る審査請求の理由とはならず、判断の必要がないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月25日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した、審査請求人の苦情申立てに関して作成された文書である文書1ないし文書3に記録された保有個人情報について、別紙の1に掲げる訂正請求1ないし訂正請求16の訂正を求めたものである。

処分庁は、本件訂正請求について、いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

訂正請求1ないし訂正請求15は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

他方、訂正請求16については、その趣旨は判然としないものの、本件対象保有個人情報に対する訂正請求とは認められない。

3 訂正の要否について

訂正請求1ないし訂正請求15に係る各記載は、審査請求人が、九州大学に対し、アカデミックハラスメントを受けた旨を申し立てた事案に関して、①九州大学のハラスメント防止委員会がその審議において当該箇所に記載された内容の結論を得たという事実、②ハラスメント対策委員会が当該箇所に記載された内容で事実認定を行い、当該箇所に記載された内容の結論を得たという事実、③ハラスメント防止委員会の結論を受けて、職員が当該箇所に記載された内容で審査請求人に調査結果等の説明を行ったという事実等が記録されたものであり、当該各請求は、いずれも、法27条の対象となる「事実」に対する訂正請求に該当すると認められる。

しかしながら、審査請求人は、各訂正請求に係る記載につき、自己の認識に沿った結論、事実認定等への変更等を求めているものであって、当該認識に沿った主張等は提出されているものの、訂正請求1ないし訂正請求16の対象とされた各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、いずれの請求についても、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（各訂正請求の内容）

	審査請求人が訂正を求める部分及び当該部分に記載された内容	審査請求人が当該部分の記録が事実でないと判断した理由及び審査請求人が求める訂正の内容
訂正請求 1	文書1の2頁 「今後の措置として、申立人に対しては大学として当時の状況を説明し、誤解の解消に努めること」	これは事実と異なることが書かれている。虚偽を記載しないで欲しい。 アカデミックハラスメント委員会が審査請求人に通知したのは「問題なし」と書かれた紙きれ一枚のみで、誤解の解消になる具体的事実の説明はなかった。 なぜ「問題なし」と判断したかの根拠も示されなかった。 「措置として、申立人に対しては大学として当時の状況を説明せず、誤解の解消はやらなかった」に訂正を求める。
訂正請求 2	文書2の1頁	アカデミックハラスメント委員会が特定会社Aに対して調査を行った調査日の記載がない。調査日の記載を求める。
訂正請求 3	文書2の2頁 「(4) 被申立人特定教員Xが申立人に回答した特定日A付けの電子メールで特定会社Aは(中略)話をしましたが、難色を示しました」	同項目は虚偽記載に当たる。 法人文書に虚偽を記載しないで欲しい。審査請求人は特定会社Aの総務部長から特定教員Xから問い合わせを受けていないと公式見解を頂いている。アカデミックハラスメント委員会が特定会社Aに問い合わせ、特定会社Aからの公式見解を得たうえで、この公式見解を併記し、虚偽記載に該当する箇所を訂正することを求める。
訂正請求 4	文書2の3頁 「(12) 申立人の就職活動時には特定会社Aは全く知らない会社であった。被申立人特定教員Xがその会社に問い合わせ、ダメだったとメールを受けただけで、採用の機会を逃したとは考えていない」	同項目は虚偽記載に当たる。 法人文書に虚偽を記載しないで欲しい。審査請求人は特定会社Aの総務部長から特定教員Xから問合せを受けていないと公式見解を頂いている。アカデミックハラスメント委員会が、特定会社Aからの公式見解を得たうえで、この公式見解を併記し、虚偽記載に該当する箇所を訂正することを求める。

<p>訂正 請求 5</p>	<p>文書2の3頁</p> <p>「(3) 被申立人特定教員Xは、特定時期A（実際は特定時期B）から、申立人を1年次担当であった被申立人特定教員Z（当時）から引き継ぐかたちとなり、研究テーマを与えて研究を行わせ、自らも共同で申立人の研究テーマを手伝うなどし、遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」</p>	<p>なぜ「遅れ」という言葉を使ったのか？</p> <p>アカデミックハラスメント委員会の報告書では特定教員Zの対応は「問題なし」となっているので、審査請求人が特定時期Bから研究を始めたとしても「遅れ」たことにならずそれが普通であるということではないか？</p> <p>① 特定教員Zの対応がまずかったから、審査請求人の研究が遅れた。</p> <p>② 特定教員Zの対応に問題はなく、審査請求人の研究も通常通りの進捗であった。</p> <p>のいずれかであれば矛盾なく記載していることになる。</p> <p>③ 特定教員Zの対応に問題はなく、審査請求人の研究が遅れた。</p> <p>というのは矛盾があるし、虚偽記載に当たる。これが虚偽記載ではないことを証明したうえで、矛盾のない記載に訂正することを求める。</p>
<p>訂正 請求 6</p>	<p>文書2の4頁</p> <p>「(4) 申立人は、就職活動時には特定会社Aという会社を全然知らなかったため、当該特定会社Aへの就職をとりわけ希望していたような事実、またそのような意思を被申立人特定教員Xに対して表明していなかったため、現実に申立人が就職するに当たって申立人の職業選択の意思が妨害されたといえるほどの不利益を受けたとも解されない」</p>	<p>事実と異なる。当時の特定教員Yが推薦枠と自由応募を管理していたため、審査請求人が採用エントリーを希望しても特定教員Yの合意なしには推薦書又は成績証明書が発行許可されないため、職業選択の自由は大変制限されたものである。職業選択の意思が妨害されている。また、開示文書には職業妨害をした証拠が記載されている。その箇所はハラスメントに係る調査結果報告書3ページの『(12) 申立人の就職活動時には特定会社Aは全く知らない会社であった。被申立人特定教員Xがその会社に問い合わせ～』のところである。職業選択の自由を妨害したうえで、教員が私が知らない会社を押し付けようとしたことが明記されている。これは虚偽記載にあたる。虚偽記載ではないことの証明を求める。証明できないなら職業選択の自由を妨害したと訂正することを求める。</p>
<p>訂正 請求 7</p>	<p>文書2の4頁</p> <p>「被申立人特定教員Xは</p>	<p>「難色を示しました」は断言の表現であり、記述が矛盾している。虚偽記載をせずに事実を記載するように訂正することを求める。訂正後</p>

	同社が明確に聴覚障害者の面接を拒否したと断言して伝えていない。」とハラスメントに係る調査結果報告書2頁「難色を示しました」	は矛盾のない記載になるように訂正を求める。
訂正請求 8	文書2の3頁 「(4)事務方の対応については、全体的には修士入学時の特定時期Cに履修の手引きを修士入学オリエンテーション時に配布し、説明を実施している」	事実と異なる。履修の手引きには卒論研究にかかわる単位は修士2年前期に○単位、修士2年後期に○単位という記載のみで、修士1年前期に卒論研究○単位というような、修士1年の時点で卒論にかからなければいけないという記載はないし、そのような説明はなかった。さらに、修士1年から研究が始まるという記載があれば、特定教員Zが審査請求人と卒論研究について打ち合わせを全く行わなかったことについて、審査請求人が不審に思い、大学側に問い合わせるはずである。つまり、事務方は修士1年にやるべきことの十分な説明を実施していない。これは虚偽記載に当たる。虚偽記載ではないことの証明を求める。証明できないなら、審査請求人に何も情報を伝えることがなかったと訂正することを求める。
訂正請求 9	文書2の5頁 「また、申立人に対する被申立人特定教員Xの1年次終了からの指導等を総合すれば、申立人が研究の機会を失したとまで解することはできない」	文書2の3頁に「遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」とあり、アカデミックハラスメント委員会では“遅れた”と認識している。遅れた期間のあいだ研究の機会を失したと認識しているにも関わらず、機会を失したとまで解することはできない、を記載するのは矛盾しているし、虚偽記載に当たる。実際に遅れたのか、遅れていないのかのどちらか一本に訂正をすることを求める。
訂正請求 10	文書2の5頁 「当該事項の情報を提供しなかったことが申立人からの研究の機会を奪ったことにはならない。」	事実と異なる。特定教員Z、特定教員Xともに、いつから研究を始めるのかの研究を始めるタイミング、研究テーマの決め方、研究のための器具をどのようにしてそろえるのか、もし研究に必要な器具にお金がかかるとしたらどうするのか、研究の進め方など全く指導しない(少

		<p>なくとも修士1年未までは)し、そのような話もしなかった。結果として審査請求人は何も知らない状態で放置された。</p> <p>アカデミックハラスメント委員会はこのことを特定教員Zや特定教員Xに確認したのか?確認した事実を記載することを求める。</p>
訂正 請求 1 1	<p>文書3の3頁</p> <p>「上記①は特定教員Xの印象・分析を踏まえた助言であり～」</p>	<p>これは特定会社Aの公式見解ではなく、「推測」でのことか?この推測が特定会社Aの公式見解と異なると、これは虚偽記載に当たる。アカデミックハラスメント委員会が特定会社Aに確認することで、虚偽記載ではないことを証明して欲しい。特定会社Aの公式見解には、特定会社Aの管理職以上の役職の方の回答を求める。虚偽記載であることが確認できた場合は訂正することを求める。</p> <p>それから「推測」ではなくて裏付けのとれた「事実」のみを記載するように訂正することを求める。</p>
訂正 請求 1 2	<p>文書3の3頁</p> <p>「上記①は特定教員Xとリクルーターの間でのやりとりである」</p>	<p>審査請求人が特定会社Aに確認したところ、リクルーターが単独判断で、障害者採用について回答することはなく、リクルーターが必ず人事部に確認することになっていると話していた。よってこの記載は虚偽記載に当たる。特定会社Aに問い合わせたうえで訂正することを求める。</p>
訂正 請求 1 3	<p>文書3の4頁</p> <p>「特定会社Dの推薦については、全然記憶にない。その後の対応も覚えていない。もしAさん(審査請求人)から依頼があったならば、絶対に応じている」</p>	<p>これは虚偽記載に当たる。当時特定会社Dのホームページには障害者採用募集の記載があったし、審査請求人がその部分をプリントアウトして特定教員Yに持っていつている。特定教員Yのところでは門前払いされた。審査請求人が特定会社Dに入った後、耳の聞こえない先輩は多数いたし、審査請求人が入社後も耳の聞こえない後輩がいっぱい入ってきた。特定会社Dには特定大学Aや特定大学Bや特定大学Cや特定大学Dなどからも耳が聞こえない人が推薦で入ってきている。九州大学だけ推薦枠がないのは不自然である。アカデミックハラスメント委員</p>

		<p>会が特定会社Dに問い合わせた結果である，特定会社Dからの公式見解を開示して欲しい。もし，該当文書がないのであれば，特定会社Dに問い合わせることで，虚偽記載ではないことを証明したうえで，該当箇所を訂正することを求める。</p>
<p>訂正 請求 14</p>	<p>文書3の5頁</p> <p>「② 特定教員Zと特定教員Xの研究室では，研究内容の違いから次のような教育，研究環境の違いがあることがわかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教員Zの研究室は設計系であることから，一般的に研究についてはPC1台程度で足りると考えられている。また，修士論文の指導にあたって1年次からテーマを与えることはなかった。テーマを決めるのは修士1年の1月か2月頃であり，それはどの学生についても同じである。 ・ 特定教員Xの研究室は実験系であることから，種々の研究設備や研究材料が必要となる。また，修士論文には実験データが必要であるため，1年次からテーマを与え研究させるのが通常であった。 <p>③ 特定教員Xは，修士</p>	<p>事実と異なる。</p> <p>審査請求人が特定教員Zから特定教員Xの研究室に移った直後に特定教員Xが審査請求人に言った言葉は，「なぜ1年次で研究しないのか？1年次で研究していないので会社に推薦させない。」である。審査請求人が研究室が変わったのは不可抗力であるし，特定教員Xの研究室に移ることも予見できないのに，いきなり前の研究室で研究していないから推薦できないという話である。話が矛盾しているし，アカデミックハラスメントとして不快に感じる。ここは納得いく説明を記載するように訂正することを求める。</p>

	1 年次途中から引き継いだ A さんの指導等を真摯に行い、可能な限りの対応を行っていた」	
訂正請求 15	(文書全体)	<p>この開示された文書を拝見した。アカデミックハラスメント委員会は調査機関であり、裏付けのある調査が求められる。</p> <p>しかし、この開示された文書を見るに、特定教員 X の証言が正しいことの裏付けをするために特定会社 A に確認していないようである。</p> <p>また、特定教員 Y の証言が正しいことを裏付けするために特定会社 D に確認していないようである。</p> <p>また、特定教員 X や特定教員 Y の証言が正しいことの裏付けを審査請求人に確認もしていない。</p> <p>また、推薦枠において特定会社 C と特定会社 D と特定会社 E が聴覚障害者を採らないと回答した申立てについての、裏付けをアカデミックハラスメント委員会は特定会社 B と特定会社 C と特定会社 E に確認していないようである。</p> <p>アカデミックハラスメント委員会が裏付けの無い報告をするとは不自然である。この開示された文書は偽造されたものではないか？偽造ではないことを証明するために、特定会社 B と特定会社 C と特定会社 E と特定会社 D と特定会社 A の公式見解を追記することを求める。</p>
訂正請求 16		<p>情報請求の回答である九大情公第 120 号の「開示する個人情報の利用目的」に「職員の健康障害の原因調査のため」とあるが、事実と異なる目的外利用なのか？目的外利用にならない理由を追記することを求める。</p>